

令和3年第14回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和3年10月14日（木） 午前10時～

早良区役所 応接室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|--|-----------|
| 議案第53号 | 選挙人名簿の登録の移替えの延期に関する専決処分の承認を
求めることについて | ・・・ P. 1 |
| 議案第54号 | 衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び
投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について | ・・・ P. 2 |
| 議案第55号 | 衆議院議員総選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人
の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵
便等をもって発送を開始する日について | ・・・ P. 4 |
| 議案第56号 | 衆議院議員総選挙における特例郵便等投票のための投票用紙
及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について | ・・・ P. 5 |
| 議案第57号 | 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不
在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について | ・・・ P. 6 |
| 議案第58号 | 衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区における投票所内
の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及
び日時について | ・・・ P. 9 |
| 議案第59号 | 衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区における投票所内
の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について | ・・・ P. 11 |
| 議案第60号 | 衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区におけるポスター
掲示場の設置場所について | ・・・ P. 12 |
| 議案第61号 | 最高裁判所裁判官国民審査につき審査に付される裁判官の氏名
等の掲示を行う場所について | ・・・ P. 24 |
| 議案第62号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・ P. 26 |
| 議案第63号 | 在外選挙人名簿から抹消する者について | ・・・ P. 28 |

2 そ の 他

- | | |
|----------------|-----------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・ P. 30 |
|----------------|-----------|

議案第53号

選挙人名簿の登録の移替えの延期に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年10月14日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

移替えを延期する期間

令和3年10月12日から令和3年10月31日まで

・公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

(登録の移し替え)

公職選挙法施行令第17条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知つたときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知つたときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- 1 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間
- 2 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間

(注) 移替えを延期する期間の始期は、移替最終日の翌日となる。

議案第54号

衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和3年10月14日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

郵便等をもって発送を開始する日

令和3年10月18日

-
- ・公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項及び第65条の13第1項による読替後の第53条第1項の規定による。

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

公職選挙法施行令第53条第1項 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、第五十条第五項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに(第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日(郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日)以後直ちに)次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

- 1 第五十条第一項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。
- 2 第五十条第二項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付する。
- 3 第五十条第四項の規定による請求を受けた場合には、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

公職選挙法施行令第59条の4第4項 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

公職選挙法施行令第65条の13 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第65条の2に規定する者を除く。次項及び第3項において同じ。)で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第53条第1項	選挙人名簿又は	在外選挙人名簿又は
	第48条の2第1項各号	第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項各号
	を記入し、	及び在外選挙人名簿に登録されている選挙人の投票に用いるべきものである旨を記入し、
	その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、	当該選挙人の在外選挙人証に
当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨		投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日
(略)	(略)	(略)

(注) 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の発送は最高裁判所裁判官国民審査法施行令第13条第2号の規定により、審査期日の告示日の翌日からとなっている。

議案第55号

衆議院議員総選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和3年10月14日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

交付又は郵便等をもって発送を開始する日
令和3年10月17日

(議案の根拠)

・公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

(特定国外派遣隊員の不在者投票の特例)

公職選挙法施行令第59条の5の4第7項 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)、第五項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

(注) 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の交付又は発送は最高裁判所裁判官国民審査法施行令第13条第2号の規定により、審査期日の告示日の翌日からとなっている。

議案第56号

衆議院議員総選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって
発送を開始する日について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票
用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和3年10月14日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

郵便等をもって発送を開始する日

令和3年10月18日

(議案の根拠)

- ・ 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の規定による。
(特例郵便等投票の手続及び方法)

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、前項第一号に掲げる者にあつては、併せて、その者について、同項(同号に係る部分に限る。))の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。))に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、法第三条第二項本文に規定するときに該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等(法第一条に規定する郵便等をいう。))をもって発送しなければならない。 この場合において、前項(第一号に係る部分を除く。))の規定により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票(法第三条第二項に規定する特例郵便等投票をいう。次項及び次条において同じ。))の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

(注) 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の発送は最高裁判所裁判官国民審査法施行令第13条第2号の規定により、審査期日の告示日の翌日からとなっている。

議案第57号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和3年10月14日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- 1 福岡市早良区百道二丁目1番1号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局
- 2 福岡市早良区東入部二丁目14番8号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局入部出張所

(議案の根拠)

・公職選挙法第49条及び最高裁判所裁判官国民審査法第26条の規定による。

(不在者投票)

公職選挙法第49条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 選挙人で身体に重度の障害があるもの(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第三項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるものをいう。)の投票については、前条第一項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により

送付する方法により行わせることができる。

3 前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第六十八条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができる。

4 特定国外派遣組織に属する選挙人で国外に滞在するもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、国外にある不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

5 前項の特定国外派遣組織とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち次の各号のいずれにも該当する組織であつて、当該組織において同項に規定する方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものをいう。

- 一 当該組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること。
- 二 当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること。

6 特定国外派遣組織となる組織を国外に派遣することを定める法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人(特定国外派遣組織に属するものを除く。)で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この法律の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。

7 選挙人で船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶(以下この項において「指定船舶」という。)に乗つて本邦以外の区域を航海する船員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員をいい、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であつて船員手帳に準ずる文書の交付を受けているもの(以下この項において「実習生」という。)を含む。)であるもの又は選挙人で指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗つて本邦以外の区域を航海する船員(船員法第一条に規定する船員をいい、船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者並びに実習生を含む。)であるもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

8 前項の規定は、同項の選挙人で同項の不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるものであるもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票について準用する。この場合において、前項中「不在者投票管理者の管理する場所」とあるのは、「その現在する場所」と読み替えるものとする。

9 国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織(以下この項において「南極地域調査組織」という。)に属する選挙人(南極地域調査組織に同行する選挙人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。)で次の各号に掲げる施設又は船舶に滞在するもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第

四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その滞在する次の各号に掲げる施設又は船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

一 南極地域にある当該科学的調査の業務の用に供される施設で国が設置するもの 不在者投票管理者の管理する場所

二 本邦と前号に掲げる施設との間において南極地域調査組織を輸送する船舶で前項の総務省令で定めるもの

この項に規定する方法による投票を行うことについて不在者投票管理者が当該船舶の船長の許可を得た場所

10 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる事その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

(投票及び開票に関するその他の事項)

最高裁判所裁判官国民審査法第26条 この法律及びこの法律に基づく命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票(公職選挙法第49条第7項から第9項までの規定による投票に関する部分を除く。)及び開票の例による。

議案第58号

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区における早良区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和3年10月14日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- 1 場所 福岡市早良区百道2丁目1番1号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和3年10月19日 午後6時から

(議案の根拠)

・公職選挙法第175条第3項の規定による。

(投票記載所の氏名等の掲示)

公職選挙法第175条第3項 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

(告示の根拠)

・公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する
規程(昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号)第35条第3項

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号)第35条第3項 市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第175条第3項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

※ 本議案のくじにより、投票所内の氏名等掲示の掲載順序を定め、当該順序が公職選挙法第175条第5項の規定により期日前投票所内及び不在者投票記載場所内の氏名等掲示の掲載順序となる。

議案第59号

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区における早良区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和3年10月14日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第175条第3項の規定による。

(注) 上記2のくじの順序が、期日前投票所内及び不在者投票記載場所内の掲示の掲載順序となる。

議案第60号

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区におけるポスター掲示場の設置場所について

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和3年10月14日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

(議案の根拠)

・公職選挙法第144条の2の規定による。

(ポスター掲示場)

公職選挙法第144条の2 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第四百四十三条第一項第五号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

3 第一項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。

4 市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定め、あらかじめ告示する日から第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6 前項の場合において、公職の候補者一人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。

7 前各項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、そ

れぞれ、条例で定めるところにより、第四百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。

9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、当該掲示場の総数は、一票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。

10 第三項から第七項までの規定は、第八項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所	
1 西 新 第 一	1	福岡市早良区 西新六丁目 4 番 1 号 西新小学校東側塀
	2	福岡市早良区 西新六丁目 2 番 92号 西南学院大学西側塀北端
	3	福岡市早良区 西新六丁目 1 番 10号 修猷館高等学校南側塀西端
	4	福岡市早良区 西新六丁目 1 番 10号 修猷館高等学校南側塀東端
	5	福岡市早良区 西新三丁目 1 番 西新駅北自転車駐車場フェンス
	6	福岡市早良区 西新二丁目 4 番 43号 福岡銀行西新社宅B棟南東付近
	7	福岡市早良区 西新二丁目 23番 西新北 1 号緑地北側柵
	8	福岡市早良区 西新六丁目 6 番 西新北緑地西側
2 西 新 第 二	1	福岡市早良区 西新四丁目 3 番 西新駅中央自転車駐車場南側フェンス
	2	福岡市早良区 城西三丁目 21番 下田公園西側フェンス
	3	福岡市早良区 西新四丁目 5 番 西新駅南自転車駐車場南側フェンス
	4	福岡市早良区 西新一丁目 8 番 西新公園入口横フェンス
	5	福岡市早良区 城西二丁目 2 番 西新ゴルフセンター駐車場西側フェンス
	6	福岡市早良区 城西二丁目 10番 城西公園西側フェンス
	7	福岡市早良区 曙一丁目 3 番 15号 早良市民プール北側
	8	福岡市早良区 曙一丁目 14番 アーベインルネス曙10号棟北側
3 高 取 第 一	1	福岡市早良区 昭代二丁目 8 番 高取小学校第 2 運動場北側ブロック塀
	2	福岡市早良区 昭代二丁目 15番 51号 高取小学校西側フェンス
	3	福岡市早良区 昭代一丁目 7 番 祖原公園西側入口横塀
	4	福岡市早良区 祖原22番 21号 小嶋レジデンス北側フェンス
	5	福岡市早良区 昭代一丁目 7 番 祖原公園東側入口横塀
	6	福岡市早良区 昭代二丁目 10番 5 号 昭代デイサービス南側ガードレール
	7	福岡市早良区 祖原15番 高取公園北側フェンス
	8	福岡市早良区 昭代三丁目 8 番 ニューロード原ガソリンスタンド向側フェンス
4 高 取 第 二	1	福岡市早良区 西新五丁目 15番 西新駅西自転車駐車場フェンス
	2	福岡市早良区 高取一丁目 12番 県警察西側塀
	3	福岡市早良区 高取一丁目 12番 県警察東側塀
	4	福岡市早良区 高取一丁目 12番 県警察北側塀
	5	福岡市早良区 高取二丁目 8 番 立体交差ガードレール西側
	6	福岡市早良区 高取二丁目 18番 福岡市地下鉄藤崎駅4番出口南側植込
	7	福岡市早良区 高取一丁目 22番 紅葉山公園北側フェンス
	8	福岡市早良区 藤崎一丁目 14番 9 号 藤崎南公園入口

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所	
5 百 道 浜	1	福岡市早良区 百道浜四丁目2番 クリスタージュ北側入口植込
	2	福岡市早良区 百道浜四丁目24番 百道浜小学校南側校門入口植込
	3	福岡市早良区 百道浜三丁目2番 博物館南口バス停近く植込
	4	福岡市早良区 百道浜一丁目1番 西南学院大学百道浜グランド西側南端植込
	5	福岡市早良区 百道浜一丁目4番 百道浜東公園南側
	6	福岡市早良区 百道浜三丁目1番 福岡市博物館北側緑地歩道
	7	福岡市早良区 百道浜四丁目2番 クリスタージュ2番館南側植込
	8	福岡市早良区 百道浜三丁目2番 百道中央公園北通植込
6 百 道	1	福岡市早良区 百道三丁目1番1号 百道小学校正門横植込
	2	福岡市早良区 百道三丁目1番1号 百道小学校北側
	3	福岡市早良区 百道二丁目16番 百道西公園入口横
	4	福岡市早良区 百道一丁目5番 百道南公園入口横
	5	福岡市早良区 百道二丁目1番1号 早良区役所南西角
	6	福岡市早良区 室見一丁目17番 室見公園東端柵
	7	福岡市早良区 室見一丁目7番 室見公園西端柵
	8	福岡市早良区 百道一丁目22番 百道公園南側フェンス
7 室 見 第 一	1	福岡市早良区 弥生一丁目6番 弥生一丁目6番前金屑川フェンス
	2	福岡市早良区 室見三丁目2番 金門橋横ガードレール
	3	福岡市早良区 室見二丁目10番 金門公園東側フェンス
	4	福岡市早良区 藤崎二丁目7番 藤崎1号公園南側フェンス
	5	福岡市早良区 藤崎二丁目15番 藤崎ポンプ場北側フェンス
	6	福岡市早良区 弥生二丁目3番 弥生幼稚園南側川沿フェンス
	7	福岡市早良区 室見二丁目1番 飛石橋南側ガードレール
	8	福岡市早良区 室見三丁目3番 室見小学校南側フェンス
8 室 見 第 二	1	福岡市早良区 室見四丁目12番 室見庄浜公園北側フェンス
	2	福岡市早良区 室見三丁目2番 室見庄浜東公園南側
	3	福岡市早良区 室見五丁目11番 南庄六丁目交差点北西側ガード柵
	4	福岡市早良区 室見五丁目7番地 室見中公園フェンス
	5	福岡市早良区 室見五丁目14番 室見川河畔公園北側生垣沿
	6	福岡市早良区 南庄二丁目14番 南庄二丁目西交差点北西側駐車場前植込

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所	
9 原 第 一	1	福岡市早良区 原二丁目10番 舟底公園北側横フェンス
	2	福岡市早良区 原二丁目5番1号 原小学校正門横フェンス
	3	福岡市早良区 原二丁目5番1号 原小学校西側フェンス
	4	福岡市早良区 原一丁目36番 原中央中学校東側ガードレール
	5	福岡市早良区 原一丁目3番 ロイヤルアーク藤崎西向側フェンス
	6	福岡市早良区 原一丁目19番 原汐入公園西側フェンス
	7	福岡市早良区 原一丁目11番 ヒューマインドHaRa西側フェンス
10 原 第 二	1	福岡市早良区 荒江三丁目16番 荒江公園西側入口横
	2	福岡市早良区 荒江三丁目1番 サトー食鮮館西新・昭代店道路向いフェンス
	3	福岡市早良区 荒江三丁目18番 クラシオン荒江前植え込み
	4	福岡市早良区 荒江三丁目3番29号 福岡高等聴覚特別支援学校寄宿舎北側フェンス
	5	福岡市早良区 荒江二丁目19番1号 福岡工業高等学校南側フェンス
	6	福岡市早良区 荒江三丁目2番 福岡高等聴覚特別支援学校西門横塀
	7	福岡市早良区 荒江二丁目19番1号 福岡工業高等学校北側フェンス
	8	福岡市早良区 荒江二丁目18番31号 荒江中公園南側
11 大 原	1	福岡市早良区 原三丁目3番1号 高取中学校北門横フェンス
	2	福岡市早良区 原三丁目8番10号 大原小学校正門横フェンス
	3	福岡市早良区 原三丁目3番1号 高取中学校東側フェンス
	4	福岡市早良区 原四丁目9番 原5号公園南側フェンス
	5	福岡市早良区 原四丁目11番 原9号公園西側
	6	福岡市早良区 原四丁目24番 原北あすなろ公園南側フェンス
	7	福岡市早良区 原四丁目1番 原四丁目1区自治会掲示板横ガードレール
12 原 団 地	1	福岡市早良区 原団地83番 原団地83棟南側フェンス
	2	福岡市早良区 原団地82番 原団地82棟東側フェンス
	3	福岡市早良区 原団地30番 原団地30棟南西角
	4	福岡市早良区 原団地26番 原団地26棟東側駐輪場前
	5	福岡市早良区 原団地12番 原団地12棟西側公園前
	6	福岡市早良区 原団地10番 原団地集会所横フェンス
	7	福岡市早良区 原団地72番 原団地72棟東側

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所	
13 原 北	1	福岡市早良区 南庄三丁目7番 南庄公園入口
	2	福岡市早良区 南庄三丁目5番 金屑川公園西側フェンス
	3	福岡市早良区 南庄一丁目19番 南庄東公園北西側
	4	福岡市早良区 南庄二丁目7番 南庄中公園西側フェンス
	5	福岡市早良区 南庄六丁目13番 原北公園入口
	6	福岡市早良区 南庄三丁目26番 大原公園フェンス
	7	福岡市早良区 南庄四丁目5番 原北小学校正門横
	8	福岡市早良区 南庄六丁目24番 サニー室見店東側向ガードレール
14 室 見 団 地	1	福岡市早良区 南庄四丁目13番 室見団地2棟前柵
	2	福岡市早良区 南庄五丁目3番 室見団地集会所正面入口向側
	3	福岡市早良区 南庄五丁目4番 室見西公園東側
	4	福岡市早良区 南庄五丁目4番 室見団地西口バス停前
	5	福岡市早良区 南庄四丁目13番 室見南公園入口
	6	福岡市早良区 南庄四丁目13番 室見団地11棟北西側
	7	福岡市早良区 南庄四丁目13番 室見団地9棟東側柵
15 小 田 部	1	福岡市早良区 小田部七丁目11番1号 原北中学校西側フェンス
	2	福岡市早良区 小田部六丁目4番1号 小田部小学校正門横塀
	3	福岡市早良区 小田部五丁目11番 小田部中央公園南東角
	4	福岡市早良区 小田部七丁目11番1号 原北中学校北側フェンス
	5	福岡市早良区 小田部一丁目24番 将軍神社南側
	6	福岡市早良区 小田部六丁目17番 室見河畔公園沿い
	7	福岡市早良区 小田部一丁目7番 小田部東公園西側フェンス
	8	福岡市早良区 小田部五丁目11番 小田部西公園南側
16 有 住	1	福岡市早良区 有田七丁目17番1号 有住小学校東門横フェンス
	2	福岡市早良区 室住団地7番 室住団地7棟南側
	3	福岡市早良区 室住団地28番 室住団地28棟東側
	4	福岡市早良区 室住団地32番 室住団地児童公園前
	5	福岡市早良区 室住団地4番1号 有住公民館西側
	6	福岡市早良区 室住団地64番 室住団地64棟南側入口
	7	福岡市早良区 有田七丁目17番1号 有住小学校裏門横

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所	
17 有 田 第 一	1	福岡市早良区 次郎丸一丁目21番 次郎丸公園入口横フェンス
	2	福岡市早良区 次郎丸一丁目1番 ビレッジ城月南側水路ガード柵
	3	福岡市早良区 有田八丁目13番 橋本東公園東側
	4	福岡市早良区 次郎丸二丁目22番 冷尻公園北側入口横フェンス
	5	福岡市早良区 有田六丁目13番 有田小学校東側水路ガードレール
	6	福岡市早良区 有田団地10番 有田団地10棟横フェンス
	7	福岡市早良区 有田八丁目17番1号 有田小学校正門横フェンス
18 有 田 第 二	1	福岡市早良区 次郎丸六丁目3番 次郎丸中学校東側フェンス
	2	福岡市早良区 次郎丸三丁目22番 内野・次郎丸・弥生線道路転落防止柵
	3	福岡市早良区 次郎丸五丁目8番 次郎丸東の前公園入口横柵
	4	福岡市早良区 次郎丸六丁目3番 次郎丸中学校裏門フェンス
	5	福岡市早良区 次郎丸四丁目4番 田隈幼稚園北東水路フェンス
	6	福岡市早良区 次郎丸三丁目4番 外環室見橋東交差点南側水路ガードレール
	7	福岡市早良区 次郎丸四丁目3番 ピエトロ前フェンス
19 賀 茂	1	福岡市早良区 賀茂一丁目31番1号 賀茂小学校正門横フェンス
	2	福岡市早良区 賀茂一丁目34番 賀茂小北交差点西側歩道フェンス
	3	福岡市早良区 賀茂一丁目12番 賀茂交差点西側フェンス
	4	福岡市早良区 賀茂四丁目34番 賀茂四丁目34番水路ガードレール
	5	福岡市早良区 賀茂一丁目50番 川久保橋東側フェンス
	6	福岡市早良区 賀茂三丁目15番 金屑川沿いガードレール
	7	福岡市早良区 賀茂二丁目20番23号 市営賀茂南住宅入口横
	8	福岡市早良区 賀茂四丁目42番 水町公園東側フェンス
20 原 西 第 一	1	福岡市早良区 原五丁目19番 原3号公園入口
	2	福岡市早良区 原五丁目16番10号 原西小学校東側塀
	3	福岡市早良区 有田四丁目2番 有田旭町市営住宅西入口
	4	福岡市早良区 有田五丁目5番16号 樋口産業株式会社駐車場フェンス
	5	福岡市早良区 有田五丁目21番 有田平田公園東側フェンス
	6	福岡市早良区 有田五丁目14番 有田1号公園フェンス
	7	福岡市早良区 原八丁目17番 原南公園入口フェンス

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所	
21 原 西 第 二	1	福岡市早良区 小田部二丁目13番 小田部南公園北西角
	2	福岡市早良区 有田一丁目18番 市営新有田団地内公園フェンス
	3	福岡市早良区 有田一丁目13番 有田東公園北西角
	4	福岡市早良区 小田部四丁目14番 室見川緑地東側柵
	5	福岡市早良区 有田一丁目40番 有田西公園東側柵
	6	福岡市早良区 小田部三丁目32番 西福岡中学校正門横フェンス
	7	福岡市早良区 小田部三丁目11番6号 宝満宮東側フェンス
22 飯 原 第 一	1	福岡市早良区 原六丁目18番 原7号公園南側柵
	2	福岡市早良区 原六丁目17番21号 正聞寺西側塀
	3	福岡市早良区 原六丁目20番 原本町児童広場西側フェンス
	4	福岡市早良区 原七丁目11番 飯原中央公園東側フェンス
	5	福岡市早良区 原七丁目3番 飯原公民館南側ブロック塀
	6	福岡市早良区 原七丁目14番 トニーコート式番館南側ガードレール
	7	福岡市早良区 原六丁目3番 原4号公園フェンス
23 飯 原 第 二	1	福岡市早良区 飯倉四丁目34番58号 原中学校西門西側フェンス
	2	福岡市早良区 飯倉四丁目11番 飯倉四丁目交差点南側水路ガードレール
	3	福岡市早良区 飯倉四丁目19番 飯倉幼稚園向側水路ガードレール
	4	福岡市早良区 飯倉四丁目34番58号 原中学校東側塀
	5	福岡市早良区 飯倉四丁目16番 飯倉西公園南側水路ガードレール
	6	福岡市早良区 飯倉八丁目15番 飯原公園東側フェンス
	7	福岡市早良区 飯倉八丁目3番 稲塚橋南方ガードレール
24 飯 倉 中 央	1	福岡市早良区 飯倉三丁目31番 石橋商会駐車場北側フェンス
	2	福岡市早良区 飯倉二丁目21番 飯倉中央公民館東側フェンス
	3	福岡市早良区 飯倉三丁目46番 深町橋横ガードレール
	4	福岡市早良区 飯倉三丁目6番35号 飯倉中央小学校正門北側水路ガードレール
	5	福岡市早良区 飯倉二丁目22番 飯倉公園入口横
	6	福岡市早良区 飯倉三丁目6番35号 飯倉中央小学校東門フェンス
	7	福岡市早良区 飯倉三丁目20番 原公民館前歩道橋南側付近水路ガードレール

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所	
25 飯 倉	1	福岡市早良区 飯倉七丁目11番 鎧田児童公園フェンス
	2	福岡市早良区 飯倉五丁目15番 飯倉中公園南側
	3	福岡市早良区 飯倉六丁目15番 丸尾池公園北側フェンス
	4	福岡市早良区 飯倉六丁目12番 唐木団地子供広場フェンス
	5	福岡市早良区 飯倉七丁目14番10号 個人宅東側側溝ガードレール
	6	福岡市早良区 飯倉七丁目30番9号 飯倉小学校正門横フェンス
	7	福岡市早良区 飯倉六丁目1番 NTTドコモ飯倉基地局フェンス
26 干 隈	1	福岡市早良区 干隈三丁目3番 干隈1号緑地東側
	2	福岡市早良区 干隈三丁目15番 西干隈公園フェンス
	3	福岡市早良区 干隈五丁目27番 干隈2号公園入口横フェンス
	4	福岡市早良区 干隈五丁目21番 竹の花1区公園フェンス
	5	福岡市早良区 野芥二丁目1番 裕生堂薬局干隈店北側フェンス
	6	福岡市早良区 干隈四丁目8番 飯倉小学校西側川向こうガードレール
	7	福岡市早良区 干隈六丁目7番 宮井手公園フェンス
27 星 の 原	1	福岡市早良区 星の原団地8番 星の原団地8棟西側
	2	福岡市早良区 星の原団地10番 星の原団地10棟西側公園
	3	福岡市早良区 星の原団地34番 星の原団地集会所東側
	4	福岡市早良区 星の原団地24番 星の原団地24棟前
	5	福岡市早良区 星の原団地28番 星の原団地28棟東側
	6	福岡市早良区 星の原団地45番 星の原団地45棟西側
	7	福岡市早良区 星の原団地54番 星の原団地54棟前公園フェンス
28 田 隈	1	福岡市早良区 野芥一丁目7番 J A 福岡市田隈支店前
	2	福岡市早良区 野芥二丁目26番 田隈人權まちづくり館正面塀
	3	福岡市早良区 野芥三丁目11番 野芥4号公園西側入口横
	4	福岡市早良区 田隈一丁目37番 内林公園東側フェンス
	5	福岡市早良区 田隈二丁目7番1号 田隈小学校正門横フェンス
	6	福岡市早良区 田隈三丁目58番 田隈公園南側
	7	福岡市早良区 田隈一丁目34番 田隈北公園南側フェンス
	8	福岡市早良区 田隈三丁目42番 田隈小学校前バス停横

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所	
29 田 村	1	福岡市早良区 田村一丁目5番 有料老人ホーム穂々笑 東側フェンス
	2	福岡市早良区 次郎丸三丁目30番 市営次郎丸団地東側入口横
	3	福岡市早良区 田村三丁目2番 田村三丁目バス停横ガードレール
	4	福岡市早良区 田村三丁目33番 田村小学校西側ガードレール
	5	福岡市早良区 田村三丁目32番1号 田村小学校正門横
	6	福岡市早良区 田村四丁目25番 田隈中学校西側
	7	福岡市早良区 田村七丁目15番 コスモ石油前フェンス
	8	福岡市早良区 田村二丁目9番 田村二丁目9番東側水路ガードレール
	9	福岡市早良区 田村三丁目13番 田村中公園北東側
30 野 芥 第 一	1	福岡市早良区 野芥三丁目25番28号 市営西脇団地南側フェンス
	2	福岡市早良区 野芥三丁目30番 さかえ屋野芥店南側水路ガードレール
	3	福岡市早良区 野芥七丁目16番1号 野芥小学校正門横
	4	福岡市早良区 野芥七丁目16番1号 野芥小学校裏門横
	5	福岡市早良区 野芥七丁目24番 ビレッジハウス野芥 入口横フェンス
	6	福岡市早良区 野芥八丁目14番 餅田3号公園西側
	7	福岡市早良区 田隈三丁目18番 西脇南公園北側フェンス
31 野 芥 第 二	1	福岡市早良区 梅林六丁目30番 油山川東側道路ガードレール
	2	福岡市早良区 野芥四丁目24番 榎田神社入口横
	3	福岡市早良区 野芥四丁目45番 サイクルショップ友向側水路フェンス
	4	福岡市早良区 野芥四丁目19番 サワラスイミングスクール横ガードレール
	5	福岡市早良区 梅林六丁目18番 梅林七夕公園北側
	6	福岡市早良区 梅林七丁目3番 梅林七丁目3番南端ガードレール
	7	福岡市早良区 梅林七丁目20番 梅林1号公園入口横フェンス
32 野 芥 第 三	1	福岡市早良区 野芥六丁目4番 野芥3号公園西側フェンス
	2	福岡市早良区 野芥六丁目51番 野芥六丁目バス停横ガードレール
	3	福岡市早良区 野芥六丁目35番 前田池西側ガードレール
	4	福岡市早良区 野芥五丁目6番 油山病院前ガードレール
	5	福岡市早良区 野芥五丁目31番 西油山ハイツ西側沼地フェンス
	6	福岡市早良区 野芥六丁目55番 西油山南公園北端フェンス
	7	福岡市早良区 野芥六丁目34番 野芥岩隈台公園入口横

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所	
33 四 箇 田	1	福岡市早良区 四箇二丁目7番 金武中学校前バス停横
	2	福岡市早良区 四箇六丁目13番 四箇中央公園西側
	3	福岡市早良区 四箇二丁目18番 高橋橋西側付近ガード柵
	4	福岡市早良区 四箇田六丁目17番6号 早良体育館北側駐車場横フェンス
	5	福岡市早良区 四箇田団地14番 四箇田団地集会所横公園
	6	福岡市早良区 四箇田団地40番 四箇田団地40棟西側
	7	福岡市早良区 四箇田団地55番 四箇田団地55棟西側
	8	福岡市早良区 四箇田団地 四箇田団地32棟西側公園
34 入 部	1	福岡市早良区 重留二丁目14番 重留新町交差点南東側ガードレール
	2	福岡市早良区 重留四丁目5番 宝満神社南側
	3	福岡市早良区 重留六丁目4番 キッズガレージ南側付近ガード柵
	4	福岡市早良区 東入部三丁目7番 三郎丸上りバス停南側ガードレール
	5	福岡市早良区 東入部二丁目21番15号 入部小学校正門横
	6	福岡市早良区 東入部二丁目14番8号 入部出張所入口
	7	福岡市早良区 重留三丁目18番 重留北公園東側
	8	福岡市早良区 東入部七丁目1番 早良消防署東入部出張所北側ガードレール
	9	福岡市早良区 東入部一丁目19番 古田池フェンス
	10	福岡市早良区 東入部八丁目32番 一ツ家バス停側ガードレール
35 早 良	1	福岡市早良区 早良一丁目16番 内野バス停付近ガードレール
	2	福岡市早良区 早良七丁目1番33号 日高歯科医院東側フェンス
	3	福岡市早良区 早良四丁目6番 長峰集会所東側川沿いガードレール
	4	福岡市早良区 早良五丁目8番 早良北公園入口植込
	5	福岡市早良区 早良六丁目14番 早良東公園南東側
	6	福岡市早良区 早良一丁目5番 早良公民館前バス停(下り)横ガードレール
	7	福岡市早良区 早良一丁目8番1号 早良小学校正門横フェンス

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所	
36 脇 山	1	福岡市早良区 脇山二丁目11番1号 谷人權のまちづくり館フェンス
	2	福岡市早良区 脇山二丁目1番 宮原公園入口
	3	福岡市早良区 脇山一丁目20番 城の原バス停西側ガードレール
	4	福岡市早良区 大字脇山2558番地 脇山小学校正門横植込
	5	福岡市早良区 大字脇山1742番地 脇山小前バス停南側付近ガード柵
	6	福岡市早良区 大字脇山2307番地 谷口公民館西側ガードレール
	7	福岡市早良区 大字椎原1184番地1 椎原公園入口
	8	福岡市早良区 大字脇山303番地5 野田公民館前
	9	福岡市早良区 大字板屋353番地 板屋活性化施設フェンス
	10	福岡市早良区 大字小笠木555番地 志水公民館西側塀
37 内 野	1	福岡市早良区 内野三丁目4番1号 市営内野第2旭ヶ丘住宅1棟北側フェンス
	2	福岡市早良区 内野二丁目1番 内野公園フェンス
	3	福岡市早良区 内野七丁目3番 馬立山公園南側
	4	福岡市早良区 内野二丁目18番 内野南公園東側歩道フェンス
	5	福岡市早良区 内野八丁目15番1号 内野小学校正門前
	6	福岡市早良区 大字西1251番地2 西中山公園入口
	7	福岡市早良区 大字西1980番地3 古賀バス停付近川沿い
	8	福岡市早良区 内野三丁目21番 内野中央公園入口
	9	福岡市早良区 大字西1796番地1 八丁川滝見橋東側付近ガードレール
38 石 釜	1	福岡市早良区 大字曲淵744番地 八丁橋前
	2	福岡市早良区 大字曲淵713番地1 曲淵小学校正門横フェンス
	3	福岡市早良区 大字曲淵861番地1 納骨堂入口右側
	4	福岡市早良区 大字石釜1214番地1 上石釜バス停横歩道フェンス
	5	福岡市早良区 大字石釜764番地 内野分団石釜格納庫付近ガードレール
	6	福岡市早良区 大字石釜2250番地 多々良瀬バス停向かいガードレール

合計 287箇所

議案第61号

最高裁判所裁判官国民審査につき審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所について

令和3年10月31日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査につき、審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を次のように定め、告示する。

令和3年10月14日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

(議案の根拠)

- ・最高裁判所裁判官国民審査法第52条及び同法施行令第19条の規定による。

(裁判官の氏名の掲示)

最高裁判所裁判官国民審査法第52条 市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名等の掲示をしなければならない。

(裁判官の氏名等の掲示)

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第19条 市町村の選挙管理委員会は、審査の告示の日の翌日(法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日)から審査の当日までの間、一投票区につき一箇所以上、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、裁判官の氏名等の掲示をしなければならない。

2 裁判官の氏名等の掲示には、審査に付される裁判官の氏名及び任命年月日その他総務省令で定める事項(次条第一項において「掲示事項」という。)を掲載しなければならない。

3 裁判官の氏名等の掲示の掲載の順序は、審査に付される裁判官が二人以上ある場合には、法第五条第二項から第五項までの規定により定められた審査の告示における審査に付される裁判官の氏名の順序(第二十七条において「審査の告示における順序」という。)によるものとする。

(告示の根拠)

- ・最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程(昭和23年福岡県選挙管理委員会規程第21号)第1条の規定による。

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程第1条 市町村の選挙管理委員会(以下「市町村の委員会」という。)は、審査の期日の告示があつたときは、直ちに各投票区ごとに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(以下「令」という。)第十九条第一項の規定により審査に付される裁判官の氏名等の掲示(以下「掲示」という。)を行う場所を定め、別記第一号様式によりこれを告示しなければならない。

氏名等掲示場所一覧表

投票区	掲 示 場 所	
西新第一	福岡市早良区 西新六丁目 4 番 1 号	西新小学校東側塀
西新第二	福岡市早良区 西新四丁目 3 番	西新駅中央自転車駐車場南側フェンス
高取第一	福岡市早良区 昭代二丁目 8 番	高取小学校第 2 運動場北側ブロック塀
高取第二	福岡市早良区 高取一丁目 12 番	県警察東側塀
百道浜	福岡市早良区 百道浜四丁目 24 番	百道浜小学校南側校門入口植込
百道	福岡市早良区 百道三丁目 1 番 1 号	百道小学校正門横植込
室見第一	福岡市早良区 室見三丁目 2 番	金門橋横ガードレール
室見第二	福岡市早良区 室見三丁目 2 番	室見庄浜東公園南側
原第一	福岡市早良区 原二丁目 5 番 1 号	原小学校正門横フェンス
原第二	福岡市早良区 荒江三丁目 3 番 29 号	福岡高等聴覚特別支援学校寄宿舎北側フェンス
大原	福岡市早良区 原三丁目 8 番 10 号	大原小学校正門横フェンス
原団地	福岡市早良区 原団地 10 番	原団地集会所横フェンス
原北	福岡市早良区 南庄四丁目 5 番	原北小学校正門横
室見団地	福岡市早良区 南庄五丁目 3 番	室見団地集会所正面入口向側
小田部	福岡市早良区 小田部六丁目 4 番 1 号	小田部小学校正門横塀
有住	福岡市早良区 有田七丁目 17 番 1 号	有住小学校東門横フェンス
有田第一	福岡市早良区 有田八丁目 17 番 1 号	有田小学校正門横フェンス
有田第二	福岡市早良区 次郎丸六丁目 3 番	次郎丸中学校東側フェンス
賀茂	福岡市早良区 賀茂一丁目 31 番 1 号	賀茂小学校正門横フェンス
原西第一	福岡市早良区 原五丁目 16 番 10 号	原西小学校東側塀
原西第二	福岡市早良区 小田部三丁目 32 番	西福岡中学校正門横フェンス
飯原第一	福岡市早良区 原七丁目 3 番	飯原公民館南側ブロック塀
飯原第二	福岡市早良区 飯倉四丁目 34 番 58 号	原中学校西門西側フェンス
飯倉中央	福岡市早良区 飯倉三丁目 6 番 35 号	飯倉中央小学校正門北側水路ガードレール
飯倉	福岡市早良区 飯倉七丁目 30 番 9 号	飯倉小学校正門横フェンス
干隈	福岡市早良区 干隈三丁目 15 番	西干隈公園フェンス
星の原	福岡市早良区 星の原団地 34 番	星の原団地集会所東側
田隈	福岡市早良区 田隈二丁目 7 番 1 号	田隈小学校正門横フェンス
田村	福岡市早良区 田村三丁目 32 番 1 号	田村小学校正門横
野芥第一	福岡市早良区 野芥七丁目 16 番 1 号	野芥小学校裏門横
野芥第二	福岡市早良区 野芥四丁目 24 番	櫛田神社入口横
野芥第三	福岡市早良区 野芥五丁目 31 番	西油山ハイツ西側沼地フェンス
四箇田	福岡市早良区 四箇田六丁目 17 番 6 号	早良体育館北側駐車場横フェンス
入部	福岡市早良区 東入部二丁目 21 番 15 号	入部小学校正門横
早良	福岡市早良区 早良一丁目 8 番 1 号	早良小学校正門横フェンス
脇山	福岡市早良区 大字脇山 2558 番地	脇山小学校正門横植込
内野	福岡市早良区 内野八丁目 15 番 1 号	内野小学校正門前
石釜	福岡市早良区 大字曲淵 713 番地 1	曲淵小学校正門横フェンス

合計 38箇所

議案第62号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年10月14日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 632 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 224 人 |
| | 市外転出者 | 408 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和3年10月14日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

1 死亡者

令和3年9月1日から令和3年10月13日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和3年5月1日から令和3年6月13日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	121	103	224
転出	234	174	408
誤載	0	0	0
合計	355	277	632

議案第63号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年10月14日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- 1 抹消する者の数 1人
内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和3年10月14日

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。
この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	(R3. 8. 20現在) 登録者数	登録	抹消			小計	現在 (R3. 10. 14)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録	誤載		
男	42	0	0	0	0	0	42
女	74	0	0	1	0	▲ 1	73
計	116	0	0	1	0	▲ 1	115

そ の 他

今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第15回	臨時	10月18日（月）	午前10時	早良区役所 応接室
第16回	臨時	10月19日（火）	午後6時	
第17回	臨時	10月28日（木）	午後6時	
第18回	臨時	10月31日（日）	午前10時	
第19回	定例	11月19日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第20回	定例	12月1日（水）	午前10時	
(令和4年) 第1回	定例	1月20日（木）	午前10時	